

九州卓球連盟 指導者に関する処分規程

第1条(目的)

この規程は、九州卓球連盟(以下「本連盟」という)加盟団体に所属する指導者(「公認スポーツ指導者資格取得者及び同未取得者」をいう。)に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項とする。

第2条(罰則)

各コーチ資格保持者であって適性を欠く行為のあった者に対しては、本連盟の処分審査会を経て、理事長会で大会参加を認めないことがある。

第3条(処分審査会)

処分審査会を設置し、違反が疑われる事案について、関係者ヒアリング及び証拠収集を行い慎重に審理する。処分妥当と判断した場合、処分案を決定し本連盟理事長会に提案する。

第4条(構成)

処分審査会は、次の委員をもって構成し、本連盟会長が委嘱する。

- (1)各県理事長の中から指名する若干名(本連盟理事長含む)
- (2)本会指導者養成委員の中から指名する若干名(委員長含む)
- (3)処分審査会の座長は、委員の中から互選で選出する。

第5条(任期)

処分審査会委員の任期は委嘱日より開始し、本連盟役員の任期と同じく終了する。再任を妨げない。

第6条(遵守事項)

指導者は、自身の権力を濫用して、選手に精神的・肉体的な苦痛を与えてはならない。物理的な暴力はもちろん、暴力的な言葉や態度、または不当な要求をすることは許されない。

2. 指導者は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

第7条(違反行為)

違反行為とは、指導者として遵守する義務のある行為又は日本卓球ルール、2.5. 2バッドマナー及び2. 5. 3グッドプレゼンテーションに抵触する行為等をいう。

2. 指導者として遵守する義務のある行為とは、暴力行為、各種ハラスメント行為、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用(大麻、麻薬、覚醒剤等)等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為等をいう。

第8条(処分)

前条に定める違反行為を行った事実をもって当該指導者を処分の対象(以下「処分対象者」という。)とする。処分対象者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

- (1)注意 違反行為について文書で注意し反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。主として偶発的な違反行為に対して課す。
- (2)嚴重注意 違反行為について文書で注意し反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は1年間本連盟主催大会への参加停止となることを通告する。主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して課す。
- (3)資格停止 文書での通知を以って、本連盟主催事業への一定期間(1年以上3年未満ベンチコーチに入れない。資格停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえない実害が生じている違反行為に課す。

第9条(処分期間の取扱い)

「ベンチコーチ資格停止」処分の効力中は、当該事案以外の本連盟主催大会にもベンチコーチとして入ることはできない。

第10条(不服申し立て)

決定した処分内容に対し、処分対象者は本連盟理事長会に不服申し立てを行うことができる。

第11条(改廃)

この基準の改廃は、本連盟理事長会の決議を経て行う。

(施行日)

本基準は、令和6(2025)年1月11日から施行する。